

平成25年度（第2回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年5月10日（金）

第2回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年5月10日(金)午後1時30分～
場 所 串本町文化センター2F A会議室
招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治
議 事
第7号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について
第8号 農地法第2条の農地でない旨の証明について
第9号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

そ の 他

出席委員

1番	赤埴満夫	2番	岩谷吉啓	3番	岡田嘉治	4番	尾鷲壽夫
7番	小山喜行	8番	坂田莞爾	9番	阪田洋好	10番	地當博巳
12番	杉本正幸	13番	鈴木利朗	14番	竹田敏明	15番	角 是明
16番	中峰 聖	17番	中村省一	18番	西 謙讓	19番	西 豊
20番	東地寧司	21番	平崎茂樹				

欠席者

6番 吉川きり子 11番 芝崎憲年 22番 吉井孝夫

出席した職員

平松・森嶋・松山

議長 ただいまから、平成25年度農業委員会の第2回定例会を始めます。
本日欠席届の出ている委員は、6番の吉川委員、11番の芝崎委員の2名です。本日の会議録署名委員は、10番の地當委員、12番の杉本委員を指名します。よろしくお願ひします。
本日の議題は3件となっております。議題が少ない時は学習会等を開催することとなっておりますが、本日はありませんので御了承下さい。
それでは議案に入ります。議題の第7号、古座農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従ひ朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

19番、西です。

議長 19番、西委員。

中峰委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございますか。

坂田委員 8番

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 たまたまこの場所を通って見たのですが、農地の除外というよりも、もう宅地として許可してやったら良いんじゃないか。こういったものは一括して4条なり5条なりで申請することはできないのか。1級農地なら話は別だが。申請者のために、例えば会長の判断で便宜を図ってやるとかはできないんですか。

事務局 会長の判断や農業委員会の決定で、除外と転用をいっぺんにするということはできません。農用地区域として定められている限りは、一旦除外の

手続きをして、計画変更の許可をとってから、転用の許可申請を行うこととなります。申請者の方の負担を出来るだけ軽くという事も分かりますが、そういったことで御理解をお願いします。

坂田委員 それは分かるのですが、敢えてできないものかと。これは農地法での縛りは無いように思うが、農業委員会法かな。

議長 本件については、この除外申請の後、5条申請が出てくると思われますが、まずは農用地区域から除外することが前提となってきます。

事務局 おっしゃる通りです。

平崎委員 21番

議長 21番、平崎委員。

平崎委員 除外申請の場合に、申請理由が宅地に転用したいということだが、理由としてあまり適切ではないのではなか。除外申請の時にはある程度理由はばやかしておいて、転用の時にはっきりとした理由を明記するべきではないのですか。文章的にどうでしょうか。

事務局 除外する時点で、なぜ除外するのかという理由を明確にしておかなければ除外はできません。除外をしてその後どのように利用したいのかということについては、今回宅地に転用して住宅を建築したいという意向でありますので、その理由を明記しておく必要があります。

小山委員 7番

議長 7番、小山委員。

小山委員 先程坂田委員が言われたのは、除外と転用の申請を同時にできないのかということと言われましたが、できないということですね。そしたら、除外は除外、転用は転用という手続きを踏まないといけないという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 はい、そうです。

坂田委員 　　では議案は別々にして、同じ日に委員会へ諮るという事は出来ないんですか。

事務局 　　農用地区域の除外について、本日農業委員会で可決されれば、その後に県の方に協議をかけて、県知事の許可を得なければなりません。ですので同時にはできません。

議長 　　まあ1つ1つ順序がありまして、それを踏んでいくということで宜しいんじゃないでしょうか。他にございませんか。

　　無いようですので、お諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 　　異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。議案第8号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いいたします。

事務局 　　（議案書に従い朗読）

議長 　　それでは、現地調査報告をお願いします。

東地委員 　　20番、東地です。

議長 　　20番、東地委員。

東地委員 　　（担当委員の現地調査説明等）

議長 　　ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 　　質疑がないようですので、お諮りを致します。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第9号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書従い朗読)

議 長 続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

西 委 員 18番、西です。

議 長 18番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、お諮りを致します。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。以上を持ちまして、本日の議案は全て終了致しました。続いてその他の方に入ります。事務局。

事務局からその他の項目として、

- ①「串本町遊休農地活用支援事業補助金交付要綱」について、事業内容について説明。補助金交付要綱をコピーして各委員に配付。
- ②人・農地プランについて、アンケート等御協力のお願い。

議 長 以上を持ちまして、第2回農業委員会を閉会致します。御苦労さまでした。

14時45分 定例会終了